

処 分 基 準

B-r-11

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第25条第2項第1号
処 分 の 概 要：自動車運転代行業に対する指示
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第25条第1項、第2項第1号
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話 (052) 951-1611 内線 5125
備 考：